

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7		府省庁名 文部科学省
対象税目	不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	（国研）量子科学技術研究開発機構の創設に係る税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律」（平成27年法律第51号）に基づき、国立研究開発法人放射線医学総合研究所の名称を変更し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務の一部を移管するもの。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>新法人においても、これまで国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に適用されていた税制上の優遇措置の一部を継続して措置するものである。</p>		
関係条文	地方税法第73条の4、第348条、第701条の34、第702条の2		
減収見込額	[初年度] ー ()	[平年度] ー ()	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>近年、イノベーションを支える基盤として量子科学技術の重要性が高まる中、日本原子力研究開発機構の量子ビーム研究及び核融合に係る業務を、研究分野としての親和性が高く、重粒子線がん治療など量子科学技術に関して国際的にも高い優位性を有する放射線医学総合研究所に集約することで、新たに量子科学技術の推進を担う研究開発法人とするため。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新法人がその円滑な設立・業務の実施のための環境整備を図るため、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
	政策の達成目標	量子科学技術の水準の向上
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税において、国立研究開発法人放射線医学総合研究所に対する税制上の優遇措置を、新法人においても継続することとしている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	現在と同様の非課税措置を講ずることにより、国立研究開発法人としての公共性を維持した事業運営を行うことができる。
	ページ	7—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 27 年度税制改正において要望。自民党税調において、これらの措置が検討されたが、長期検討を示す「二重△」となり、平成 28 年度に改めて同様の要望を行うこととされている。</p>
<p>ページ</p>	<p>7—3</p>